

浄化槽の補助金が大幅にアップします!!

浄化槽を設置する費用の一部を補助しています。平成21年度からは、「水と緑の美しいまちづくり事業」を新設し、浄化槽の補助制度を拡充しましたので、ぜひ、ご利用ください。

なお、小規模店舗等併用住宅の補助金額は、平成20年度と同じです。

対象となる地域は？

市内全域。
ただし、高瀬・三野・詫間・仁尾町の集落排水事業実施区域は除きます。



どんな補助があるの？

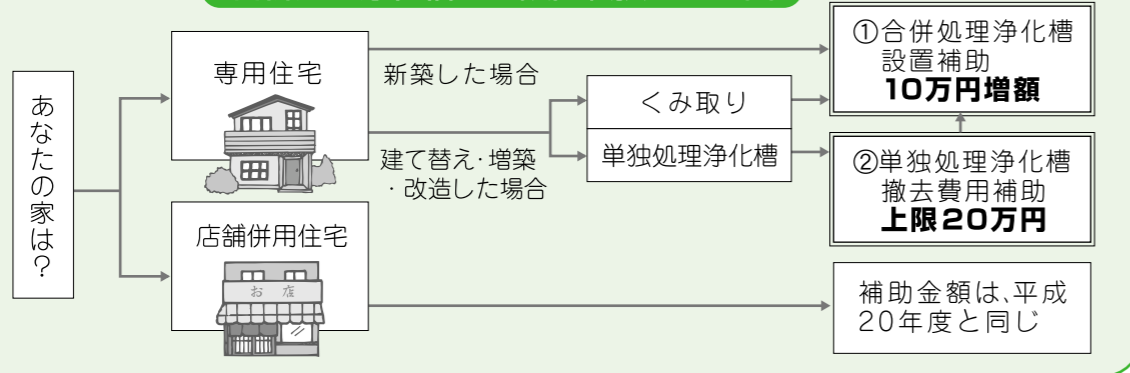
① 専用住宅に合併処理浄化槽を設置する場合、補助額を10万円増額します

人槽の別	平成20年度までの補助限度額	改正後の補助限度額
5人槽	400,000円	500,000円
7人槽	500,000円	600,000円
10人槽	600,000円	700,000円
11～14人槽	600,000円	700,000円

② 専用住宅の単独処理浄化槽の撤去費用を上限20万円まで補助します

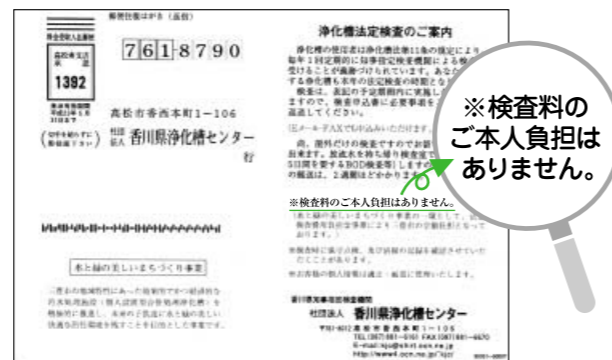
すでに設置している単独処理浄化槽を撤去し、合併処理浄化槽を設置する場合、撤去費用として20万円を上限に補助します。撤去費用が20万円に満たない場合は、実際にかかった費用の千円未満を切り捨てた額を補助します。

合併処理浄化槽への設置転換フロー図



③ 専用住宅の合併処理浄化槽法定検査費用を全額負担します

合併処理浄化槽は、毎年1回定期的に法定検査を受けることが義務付けられています。(財)香川県浄化槽センターから送付される法定検査受検案内の往復はがきを返信し、受検すれば、その費用は市が全額負担します。



※平成23年度までの期限付き事業です。
なお、販売および賃貸を目的とする専用住宅に設置しようとする場合は対象になりません。

▶ 問い合わせ 水処理課 ☎ 72-5667

定額給付金の給付が始まりました

3月末に申請書を世帯主あてに送付しています。まだ手続きがお済みでない人は、期限内に申請してください。

■ 給付対象者

平成21年2月1日(「基準日」といいます)現在、三豊市において(1)または(2)のいずれかに該当する人

- (1)住民基本台帳に記録されている人
- (2)外国人登録原票に登録されている人(※短期滞在者および不法滞在者を除く)

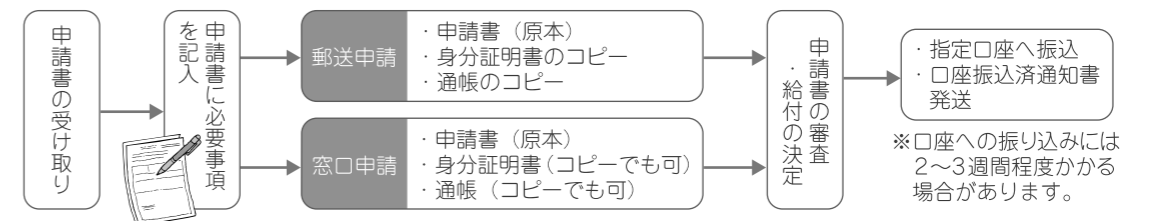
■ 申請および受給できる人

- 原則として基準日現在で給付対象者の属する世帯の世帯主が世帯員全員分を申請し、受給します。
※世帯主以外の世帯構成者による申請など、代理申請が可能な場合があります。
- 外国人は、原則として各個人が申請を行い、給付を受けることとなります。
※対象者が小さい子どもの場合は、親権者が代理で申請できます。

■ 給付額

給付対象者1人につき12,000円
ただし65歳以上の人、18歳以下の人1人につき20,000円

■ 申請書の受け取りから給付までの流れ



※申請の際には、本人確認のための身分証明書(運転免許証・住基カード・パスポート・外国人登録証明書など)のコピーと、振込口座の氏名と番号確認のための通帳のコピーを添付してください。
※運転免許証の裏面コピーは、住所変更等の記載がある人のみ必要です。

■ 申請期限および受付場所

平成21年10月6日(火)(当日消印有効)

※期限までに申請が行われなかった場合、受給を辞退したものとみなします。

市役所西館第3会議室および各支所窓口

子育て応援特別手当の支給が始まりました

■ 対象となる子ども

平成20年度において、小学校就学前3年間に該当する子ども(平成14年4月2日～平成17年4月1日生まれ)で、第2子以降の子ども。
※対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認するため、申請の際に、医療保険の被保険者証のコピーなどが必要です。

■ 手当額

1人につき36,000円
※同居している世帯主に支給します。支給は1回払いとなります。

■ 申請手続き

対象となる子どもと同居している世帯主が申請してください。詳細は定額給付金と同じです。

■ 申請期限および受付場所

定額給付金と同じです。



▶ 問い合わせ 総務課 定額給付金・子育て応援特別手当対策本部 ☎ 73-3028

